

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2021年4月2日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

4月1日からのタイ入国時の手続き変更について(1)

- 3月22日の弊社ご案内でも速報でお伝えしたように、4月1日からタイ入国時の手続きが変更となっています。日本大使館からも4月1日夜に下記案内が出ました。3-4ページに皆様の殆どが該当する区分の措置を抜粋しました。また、6-7ページに入国前の手続きのフローをまとめました。

3月31日、タイ政府は、4月1日から適用となる、入国者に対する防疫措置及び隔離に関する基本方針を発出いたしました。大きな変更点は以下のとおりです。

- 搭乗可能健康証明書 (Fit to Fly Health Certificate) が不要となりました。
- 日本からタイに入国する場合、隔離期間が10日間以上に短縮されました。
- ワクチンを接種した方が入国する場合、7日間以上の隔離期間となります。
- 当館において作成した、主要部分の日本語仮訳は以下のリンク先からご確認ください。
- タイ政府指定のワクチン等の詳細な情報や入国条件については、タイ保健省や在京タイ王国大使館ホームページを参照するほか、直接問い合わせるなど、最新の情報を十分確認してください。

○CCSA指令 (4 / 2564)

- 日本語仮訳

CCSA指令：<https://www.th.emb-japan.go.jp/files/100170215.pdf>

附表：<https://www.th.emb-japan.go.jp/files/100170216.pdf>

4月1日からのタイ入国時の手続き変更について(2)

タイ入国者の別	<p>(8) タイ国籍を保持しない者で、有効な労働許可を保持している、または法令によって王国での労働が許可されている者、またこれらの配偶者や子女。または、雇用主もしくは当局から外国人労働者を王国内で勤務させる許可を得た者により王国に一時滞在し労働を行う外国人労働者。</p> <p>(8.1) タイ国籍を保持しない者で、有効な労働許可を保持している、または法令によって王国での労働が許可されている者、またこれらの配偶者や子女。</p>
タイ入国前の措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14日間以上避ける。 2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry、COE) ・ 渡航の72時間以内にRT-PCR検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID -19 is not detected) ・ 渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費をカバーできる上限金額10万USドル以上の保険証書 ・ 渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示す証拠 3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の確認及び検温を行う (Exit screening)。王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の確認及び検温を行う (Entry screening) <p style="text-align: right;">出所：在タイ日本大使館</p>

4月1日からのタイ入国時の手続き変更について(3)

タイ到着時・タイ滞在
中の措置

1. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する
2. 隔離中の症状について経過観察を行うため、タイ当局が定める追跡システムもしくはアプリケーションを使用する
3. 感染予防担当者が設定した施設において、次の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行動する。
 - ・ 渡航14日前までに製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行する証明書を示し、7日以上隔離とする。なお、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたもの、または世界保健機関（WHO）が承認したもの、ないしタイ保健省が定めるものに限る*1。
 - ・ **ワクチン接種を受けていない、または製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えていない者は、10日以上隔離とする。**
 - ・ 変異種（SARS-CoV2 virus mutations and variants）が発見された国や地域からの入国者は、14日以上隔離とする*2。
4. 次の方針に従い、RT-PCR法による新型コロナウイルスの検査を行う。
 - ・ 7日以上隔離を行う者は、隔離期間の5日目から6日目に1度行う。
 - ・ **10日以上隔離を行う者は、隔離期間の3日目から5日目の期間に1度目、9日目から10日目の期間に2度目の検査を行う。**

出所：在タイ日本大使館

4月1日からのタイ入国時の手続き変更について(4)

*1 タイ政府観光局(TAT) Webサイトによると下記ワクチンがタイ政府により承認されたとの事です。

- ① **ARS-CoV-2 Vaccine** (CoronaVac) by **Sinovac** (2 doses needed);
- ② **AZD1222** by **AstraZeneca**/Oxford (2 doses needed);
- ③ **AZD1222** by **SK BIOSCIENCE** – AstraZeneca/Oxford (2 doses needed);
- ④ **BNT162b2/CORMIRNATY – Tozinameran** (INN) by **Pfizer**/BioNTech (2 doses needed);
- ⑤ **Covishield** (ChAdOx1_nCoV19) by the **Serum Institute of India** (2 doses needed);
- ⑥ **Ad26.COV2.S** by the Janssen Pharmaceutical Companies of **Johnson & Johnson** (1 dose needed), and
- ⑦ **mRNA-1273** by **Moderna** (2 doses needed)

*2 14日間の隔離が引き続き必要な下記11カ国

アフリカ南部:南アフリカ、ジンバブエ、ボツワナ、ザンビア

アフリカ東部: ケニア、ルワンダ

アフリカ中部: カメルーン、コンゴ民主共和国、ガーナ

タイで変異種が検出された国: タンザニア、モザンビーク

1) ビザのある方、またはノービザ(45日間)で渡航のケース



2) ビザの無い方が渡航のケース(ノービザは1))

